

第 14 回 憲法人権論の基礎 5 ——表現の自由 (続き)

3. 検閲の禁止

- ・ 公権力が国民の表現活動を事前に抑制することは、原則として許されない(21 条 1 項)。例えば、裁判所による出版物の事前抑制は、厳格かつ明確の要件の下でのみ許される(北方ジャーナル事件最高裁判決(最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁))。
- ・ 21 条 2 項が禁止する検閲とは、最高裁判所の見解によれば、「行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるもの」を指す(税関検査事件最高裁判決(最大判昭和 59 年 12 月 12 日民集 38 卷 12 号 1308 頁))。

○ 税関検査事件最高裁判決(最大判昭和 59 年 12 月 12 日民集 38 卷 12 号 1308 頁)

ポルノ写真等が掲載された書籍等を輸入しようとしたが、税関職員による検査の結果、関税定率法 21 条 1 項 3 号にいう輸入禁制品である「公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品」に該当するとして、輸入品を入手できなくなった輸入業者 X は、税関職員による輸入禁制品であるという通知と、処分の不服申立てに対する棄却決定について、それぞれの取消しを求めた。

最高裁判所は、日本国憲法 21 条 2 項にいう「検閲」の概念について、前述のとおり判示したうえで、(1) 輸入が禁止されても、国外ではすでに発表済みの表現物であり、発表そのものを禁止するものではなく、(2) 輸入が禁止されるだけで、税関により没収・廃棄されるわけではなく、(3) 関税徴収手続の一環として付随的に行われるものであって、思想内容等それ自体を網羅的に規制する目的ではなく、また、(4) 税関長の通知がなされたときには司法審査の機会が与えられている(行政権の判断が最終的なものとはならない)ことから、X による上告を棄却した(X の請求を棄却した)。

4. 表現の自由の規制立法に対する違憲審査

- ・ 表現の自由といえども絶対的なものではないので、必要最小限度の規制は認められる。
- ・ 表現の自由を中心とする精神的自由権を規制する立法の合憲性は、経済的自由を規制する立法よりも、厳しい基準によって審査されなくてはならないとされる。なぜならば、表現の自由などの精神的自由権が制約された場合、経済的自由権が制約された場合と比較して、被害が甚大で、かつ、民主政治の過程で回復が困難であるからである。このことから、表現の自由をはじめとする精神的自由権は、優越的地位をもつともいわれる。
- ・ 精神的自由権への規制に対しては、裁判所は、規制目的の高度の正当性と、規制手段の必要最小限度性を審査し、国家による立証が成功しない限り、違憲と判断する。一方、経済的自由権への規制に対しては、規制目的の正当性と、目的と規制手段との合理的関連性を審査し、目的が正当または手段が合理的でなければ、違憲と判断する。